平成２９年（フ）第１１０１号
福岡市中央区赤坂３丁目13番25―203号、前住所福岡県小郡市松崎761番地１
債務者　三原　清輔
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　敬三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１０２号
福岡市中央区赤坂３丁目13番25―203号
債務者　マウリンこと　三原　文美
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　敬三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１６２号
福岡市早良区有田４丁目29番20―202号
債務者　原田　謙一
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３１５号
新潟市西区坂井砂山１丁目15番16号　砂山コーポエンジェルスⅥ103号、前住所新潟市西区谷内1871番地
債務者　石川　一男
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石山　正彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１７号
香川県高松市香西東町41番地４
債務者　手塚真由美（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬伏　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６８３号
広島市安佐北区あさひが丘６丁目７番３号
債務者　パブクレイジーホースこと　伊藤　勝
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　健児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５０４号
大阪府枚方市上島東町８番16号
債務者　大久保良夫
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８号
福岡県三潴郡大木町大字八町牟田803番地２
債務者　野口　武男
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下宗一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第８１５号
埼玉県川口市芝西２丁目29番５号　ロイヤルパレス105号
債務者　市川　幸乃
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０１４号
さいたま市岩槻区南平野２丁目17番地１304号
債務者　北原　宗一
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４９３号
埼玉県三郷市新和５丁目375番地２　さくら三郷ハウス409
債務者　木下　伸二
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５１３号
埼玉県越谷市大沢３丁目10番28号　ピアザクラウン505
債務者　飯島　　彩
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５１８号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目216番地５
債務者　豊田　　恵
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２２４号
静岡県三島市塚原新田142番地の３、前住所静岡県裾野市岩波158番地の１
債務者　小針　眞人
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２２５号
静岡県三島市塚原新田142番地の３、前住所静岡県裾野市岩波158番地の１
債務者　小針　美子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２９４号
静岡県伊東市川奈1257番地の401　ぶらいと・いづＢ―Ｂ
債務者　田村アヤ子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３１７号
静岡県沼津市西島町７番32号　コーポ佐野東２Ｂ
債務者　鈴木　保代
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係